

令和 5 年 6 月定例会 総務委員会（付託）

令和 5 年 6 月 27 日（火）

〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時04分）

これより未来創生文化部関係の審査を行います。

未来創生文化部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

佐藤未来創生文化部長

報告事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井川委員

我が会派の嘉見会長が代表質問で質問をされましたアリーナについて、確認をさせていただきたいと思います。

令和 5 年 2 月議会の総務委員会で整備基本構想の報告がありました。

東工業高校跡地における新武道館についての整備を進めるのかしないのか、検討中ということであるならば、何が検討課題であるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

青木スポーツ振興課長

ただいま井川委員より、アリーナの整備について御質問を頂きました。

県では、県内の武道施設が老朽化している、狭隘化^{あいち}していること、あるいはBリーグの新規参入、こういった背景によりまして、委員がおっしゃるとおり、本年 3 月にアリーナ機能を有する新武道館の整備に向けた基本構想を策定したところでございます。

一方で、知事が新しくなりまして、知事はアリーナの果たすべき役割、これはスポーツの振興はもとよりでございますが、音楽、芸術、こういったエンターテインメント、それから学会とか展示会などの開催を通じて、県内外から多くの誘客を図り、にぎわいを創出するものと認識しております。

こうしたアリーナが地域にもたらす効果を最大限発揮できますよう、規模や機能、立地場所、施設の在り方などについて、全国の先進事例の調査、研究をはじめ、関係団体や専

門家の皆様からも御意見を頂くなど、先般に策定した基本構想の内容を含めて、時機を逸することなく検討を進めてまいりたいと考えております。

井川委員

新武道館、アリーナというか武道館というふうになりますが、剣道、柔道、弓道ですか、大分前から武道館が狭い、古いということで、三道会の皆さんの度重なる要望を十分確認して、やっと要望の末、実現に向けて動き出したところではありますが、その三道会、剣道、柔道、弓道、それらの皆さんにどのような説明をしていくのか。

また、今おっしゃってありました徳島ガンバロウズですが、B 3 に参入できたということでございます。5,000 人規模のホームアリーナを予定するということで認識しておりますが、ガンバロウズは B 3 に入ってどんどん勝っていけば、あっという間に B 1 にいけるかも分からないという期待を持っておりまして、その活動に影響が及ぶのではないだろうか。これらの動きというのは知事が公約になさっておる駅北アリーナというのですか、それが影響しているのか、そういう認識でよろしいのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

青木スポーツ振興課長

井川委員より、三道会からの要望、B リーグの参入、こういったことを含めてアリーナの今後の在り方について御質問を頂きました。

委員がおっしゃるとおり武道施設が老朽化、狭隘化^{あい}しておりまして、柔道、剣道、弓道、いわゆる三道会の皆様方から、新たな整備についての御要望を頂いておりますことを承知しております。

また、B リーグにつきましても、新たに今回 B 3 に参入されたと、県内では B 1 基準を満たす施設がないということも認識しております。

こういったことを受けまして、先ほどの基本構想についても策定したところでございまして、その構想の内容も含めて、今後しっかり、より良い施設になるように検討してまいりたいと考えております。

井川委員

聞いているのは、知事の公約の駅北アリーナが影響しているのかどうかということです。そこら辺をお聞かせください。

青木スポーツ振興課長

駅北の候補地について影響しているのかという御質問を頂きました。

現在、県のほうは、先ほど申し上げましたとおり、基本構想の内容も含めて立地場所、施設の規模、機能、その施設の在り方について、時機を逸することなく検討してまいりたいと考えております。

井川委員

はっきりしたことは今なかなか言いづらいところでありましたが、私も駅北構想には

決して反対だという話ではないのですが、駅北と言ったら場所はどこですかという話になります。今の体育館があるところ、あれは徳島市立体育館です。小学校があります。あれは徳島市立内町小学校です。武道館を壊したってさほどの面積もないし、あとの所と言ったら、それこそ昔の西の丸御殿の跡です。今、旧の文化センターの跡を掘っているだけで、あれだけ遺跡が出てくるのですから、旧の御殿跡なんかを掘ったらとんでもないくらい物や遺跡が多分出てくると思うのです。

場所は、決まってないんでしょうけど、どの辺を考えられているのでしょうか。その辺もお聞かせいただきたいと思います。

青木スポーツ振興課長

場所はどの辺を考えているのかという御質問を頂きました。

具体的にここといった場所はこれからのことになりますけれども、アリーナの本来果たすべき役割、あるいは県民の方々が使いやすい場所であり、また県外から来られる方にも便利などというところで、立地場所についてももしっかり検討してまいりたいと考えております。

井川委員

かつて私も剣道をやっておりましたので、三道会の方の知り合いもたくさんいらっしゃいますが、新しい武道館が欲しいというのは本当に切実な要望で、私も陳情を十分頂いております。その気になっていた三道会の皆さんの気持ちをどう見るか、そして特にBリーグ、本当に徳島ガンバローズがこれから県民の期待と共に、どんどん強くなって、あつという間にB1に行ったときに、これから考えたって5,000人規模のアリーナなんかできるわけがないんです。この辺をどう考えているのか、本当にお聞かせいただきたい。

そしてとにかく駅北構想、できたら私も駅北もいいかも分からないとは思っているのですよ。ただ、どこにするのか、どこにそんな土地があるのか、それがはっきり分からないところで、仮に進んでいくのであったら、不安も残りますし、また時間も掛かるし、今の文化センターだってやりだしてから、どれだけ文化財のことで時間が掛かったか分からないんです。

そんなに延びていたらガンバローズも逃げてしまうかも分からないし、どうするのかと、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

早急に県民に対する説明がなされるようにとお願いしてございますが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

青木スポーツ振興課長

委員から、施設の在り方について御質問を頂きました。

先ほど来、申し上げておりますとおり、武道施設の老朽化、狭隘化^{あい}していることで、三道会の皆さん方からの切実な御要望を頂いているということも認識しております。

また、Bリーグの基準に合った施設がないということも承知をしておりますので、そういった背景をしっかりと踏まえて、時機を逸することなく、アリーナ機能を持つ新武道館の整備について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

井川委員

県下の武道のレベルも上がってきております。せっかく四国の中でも、本当に指折りのレベルになってきているので、ここでその足を止めることのないように。ガンバロウズもそうであります。どうするのか、どういう方向でいくのか、それを早急にお決めいただきたいと、これを切に要望したいと思います。

あと、新ホール建設について、お聞かせ願いたいと思います。

我々議会も含めて、百九十数億円ですか、それで新しいホールを作ろうということで計画が出たところなのですが、この間、説明を聞いていたら、諸物価の高騰、毎年 2 パーセントずつ上がってきている、万博等々で、推定 260 億円ぐらいに膨らむからできない。それで小ホールは、するのであれば徳島市にやってもらう、そういう御意見を聞かせていただきましたが、これについて詳細なところをお聞かせいただきたい。どういう策定根拠で、2 パーセントずつ、予算が 260 億円もいくのか。その辺を具体的に聞かせていただきたいと思います。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま井川委員から、新ホールの整備費の高騰に関する御質問を頂いております。

新ホール整備につきましては、これまで現計画において、工事費については 194 億円を目指して設計を進めてきたところであります。

さきにお示しをしましたそれぞれの数字につきまして、まず現計画で、世界的な物価高騰等を踏まえ精査した結果、実施設計の中間時点での見込み、精査結果としまして工事費が約 207 億円ということをお示しさせていただいたところであります。

現在、物価高騰が続いております。仮に、おおむね年間建設費が 2 パーセント上昇と考えた場合、工事完了までの見込みとしまして、工事費が約 224 億円。また、260 億円に達する可能性も完全に否定できるものではないとお伝えしたところにつきましては、近年でありましたら、ロシア・ウクライナ情勢等もございましたし、このような世界的な大きな情勢変化によりまして、大きく建設費の指数が上昇し、それが工事完了まで続いた場合、260 億円に達する可能性という形でお示しさせていただいたものであります。

あと、例えば大ホール 1,500 席、小ホールを取りやめる、徳島市へというようなお話もあったかと認識しております。それにつきましては、今後のこれらの情勢を踏まえた大きな金額の膨らみ、それらのおそれを考えた上での一つのお考えとして述べられたものと認識しております。

我々としましては、今後まだ検証を進めていく中で、この 1,500 席、小ホールを取りやめるという案も一つのものとして検討して、皆さんに選択肢をお示ししてまいりたいと考えております。

井川委員

260 億円まで膨らむという算定根拠は、いつから建設するに当たって、いつ完成ということでそういう算定になったのか、その答えをお願いします。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま260億円の算定に関して、どのようなスケジュール感で算定したのかという御質問でございます。

現在、新ホール現計画においてということでございますが、令和9年9月の全体開館という形で計画案をお示しさせていただきました。

令和9年9月の全体開館ということは、ホール施設におきましては、^{しゅん}竣工したらすぐに全てオープンにして使っていただけるというふうな形ではなく、一般的に半年程度の習熟期間というのを設けることとしております。

この習熟期間を差し引きますと、^{しゅん}竣工は令和9年の春、例えば3月だとした場合に、今年度着工して令和9年3月の^{しゅん}竣工を目指し、その中で、年間建設費が6パーセント上昇し続けた場合という想定での数字と考えております。

井川委員

今の担当室長のお答えには入っていなかったんですが、万博もあり、多分諸物価も上がるのではないかという話がありました。万博って考えてみたら多分工事はほとんど来年なんです。再来年のオープンだから万博は、多分工事というのはほとんど来年なんですよ。これで物価って上がるんだらうか。そうしたら来年済んだら建設費用って6パーセントも私は上がらないように思うんです。

ロシア、ウクライナはどうなるのか分かりません。本当に痛ましい戦争でどうなるか分かりませんが、私はですよ、万博だって建設ラッシュで諸物価が高騰するのは来年だけであって、令和9年オープンでそんなに大きい建設資材が6パーセントも上がるってことはまずないんじゃないかと思うんです。

これを無理を言っても仕方がないかも分からないけれど、もっと試算をしていただいて、百九十何億円で、これ以上伸ばせとかそんなのは言ってませんけれど、他県の人、他市の人、みんな同じような文化水準で暮らしているんです。徳島市民も同じような税金を払いながら、なぜ徳島だけ県立のホールもなければ、何もないとは言いませんけど、文化教養の施設が全くないんです。税金を納税している我々はもっと享受されるべきではないかと、それを私は切に願っております。

このホールをこうしろとかああしろとか、そんなことではないんですが、とにかく我々、県民の皆さんは本当に真面目に税金を納めています。よその町に、よその県に負けないような文化教養というのを与えてもらえるような環境を作っていただけるように考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

井下委員

まず、今回の代表質問において我が会派の嘉見会長から、大胆な視点で、子育て支援や人口減少対策のための基金創設についての提案がありました。

これに対して知事からは、こども政策や人口減少対策を抜本的に充実、強化するためということで、我が会派の提案した新たな基金の創設に賛同していただいたのかなと思っております。

こども・子育て施策の財源となる基金や、施策の基本理念を規定する条例について、そ

の辺の周辺整備も必要と思いますが、現状をお伺いいたします。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま井下委員より、子供に関する基金と条例の現状についての御質問でございます。

まず、本県におけますこども・子育て関連施策の基金につきましては、現状、結婚、妊娠・出産、子育てに対する支援や若者の地元定着、移住促進といった地方創生に資する事業などに充当しております次世代はぐくみ未来創造基金と、もう一つ、保育所などの施設整備の事業や、特定不妊治療の支援、児童虐待、これらの未然防止を目的としました子ども見守り事業などに充当しております安心こども基金、この二つの基金が現在、子供に関する基金として整備がされておるところでございます。

県といたしましては、これらの既存基金を再編いたしました新たな基金を創設いたしまして、先日の嘉見議員より御提案がございました、企業や県民の皆様にも寄附金やふるさと納税といった形で御賛同いただきながら、安定的な財源を確保してまいりたいと考えております。

もう 1 点の条例に関する御質問でございます。

条例につきましては、子ども・子育てに関する条例で、平成24年度に少子化対策や子育て支援などに関する基本施策を定め、子どものはぐくみ条例が制定されておるところでございます。

井下委員

国においては、異次元の少子化対策の議論を進める中で、こども政策予算を一元的に管理する、こども金庫の創設に向けて今、議論がなされております。

国の動きに併せて県においても、こども施策や人口減少対策について思い切った取組を進めていくためにも、100億円という数字が今回出ましたが、財源は必要であり、今回提案させていただいたものに関しては、例えば海外ではよくあると思うのですが、子供に使うお金というのを県だけでなく、民間の賛同や協力を得ながらしっかりと事業を進めることができるよう、これは民間に協力をお願いしないといけないので、県議会として本当に結構役割が大きいのかなと思っておるところでございます。

また、国ではこども家庭庁の創設に併せ、こども基本法が施行されています。

本県においても条例が今あるということでございましたが、今年 4 月に施行された、このこども基本法のポイントが現在の条例に全て網羅されているのかをお伺いいたします。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま井下委員より、国のほうで制定されましたこども基本法が現在の県条例に網羅されているかどうかという御質問でございます。

こども基本法につきましては、こども家庭庁の設置に併せまして、子供に関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるもので、こども施策の基本理念や基本となる事項を定める包括的な基本法でございまして、これにつきましてはこども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくために、令和 4 年 6 月に成立いたしまして令和 5 年 4 月

に施行されたものでございます。

この基本法では、児童の権利に関する条約の精神なども盛り込まれておりまして、子供を権利を持つ主体といたしまして、権利の保障をはじめ、意見表明の機会、参画の確保、それから意見の尊重、その最善の利益を優先して考慮していくなどのことが明記をされております。

現在の県の子どものはぐくみ条例につきましては、主に少子化対策や子育て支援に関する内容となっております、一部子供の権利尊重やその啓発についても規定はしておりますが、基本法に盛り込まれております新たな権利の保障や、意見表明の機会の確保につきましては、十分に網羅がされていないような状況でございますので、今後必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

井下委員

今おっしゃっていただいた子供の権利の保障、意見表明の確保というのはかなり重要な視点であります。全ての県民の皆さんの意識にも刻んでいただきたいと思います。と考えております。

そこで、私個人としては、新たな視点を盛り込んだ、私たち議会からになるとは思いますが、政策条例として議論する価値があるんじゃないかと思っております。

また、こどもまんなか社会を実現していくため、こども施策の抜本的な充実、強化を提案した我々会派としては積極的にここに関しては協力していきたいと考えておりますので、県としても今後一緒になって、しっかりと実のある議論を一緒にしていただけたらと思います。

次の質問に移らせていただきます。

先ほど井川委員からもございました、ホールの件で幾つか質問させてください。

まず、前提としてなんですけど、私どもの会派の発言というのはどうしても色眼鏡で見られがちでございます。対立、抵抗などと取られてしまうということもございます。事実、整合性に沿った議論をしていきたいと思っておりますので、分かりやすい御答弁をお願いできたらと思っております。

まず工期の延長についてお伺いいたします。

今回、新たに発見された埋蔵文化財についてなんですけど、まず、なぜ16日の知事所信のタイミングだったのか、そしていつどこで発見されたのか、誰が何の目的でこれを試掘したのかというのをお願いいたします。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま井下委員から、新ホール整備に係る埋蔵文化財に関する御質問を頂いております。

この度お示ししました工期、令和 9 年 9 月全体開館、これに半年遅れた主たる要因となります埋蔵文化財についてでございますが、これは、新ホールの予定地の周辺整備、新ホール予定地は、予定地内を含めて、非常に徳島市の中心にありますので、通信や水道等の様々なインフラが通っております。

建設に当たりまして、それらを回避する工事を先んじて行っているところでございますが、このインフラ整備に併せまして周辺調査を行ったところ、出土したものとなっております。

ます。

出土に関しましては、令和 5 年 1 月から 3 月にかけての周辺調査から出土したものでございまして、その上で、これが一体どのような遺構なのか、あとインフラ整備に係るスケジュールへの影響、そしてそのインフラ整備への影響が後の工事のスケジュールにどのように影響してくるのか。そしてこれをうまく回避できる方法はないのか等の検討を進めまして、具体的な数字が出てまいりまして、この度お示しした、そのような流れになってございます。

井下委員

ということは、13日の事前委員会の井川委員の質疑に対して、工事費や工期に関しては、現時点でお示しするものがないと答弁されているのですが、これはなぜですか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

最終、本当に最終確定まで精査をしておりました。

あと、結果だけではなく中身をしっかり御説明するためにも、このタイミングになったものと考えております。

井下委員

事業者にはいつ報告されましたか。これまで事業者には結構、工期厳守ということでやってきました。

事実、これまで、2021年12月、2022年5月、2022年10月、そして今回と、4回目の埋蔵文化財の発見と対応でございます。2021年12月の発見では実施設計を3か月延ばしたという事実がございますが、そこで2点お伺いします。

これ事業者にいつ報告したのかというのと、今回異例の延長6か月とした、そのエビデンスと時期をお願いします。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

井下委員から、工期延長に関する事業者への報告と6か月遅れの理由等に関して、御質問を頂いております。

事業者のほうにつきましては、まずインフラ整備事業者と直ちに共有をして対応してまいりました。

あと、主たる事業者といたしますか、我々が新ホール整備を進めておりますJV、共同企業体に関しましては、この状況、まずはこの遺構がどのようなものであるのかということを検討した上で情報共有を図っております。

この情報共有自体につきましては、出土後一定期間を置いて、ある程度そのものが何であるかという見当が付いた段階で報告、共有をしております。

それはちょうどこの春、具体の日時等は今すぐお示しすることはできませんが、できるだけ早いタイミングで、そうしませんと、実施設計を進めておりますので、全てのスケジュールが狂っていくということもあります。なので、このあたりはJVともできる段階で共有して、スケジュール調整に入っていたいただいていたところでございます。

あと、6 か月という部分に関しましては、今回出土した遺構が N T T ケーブルの経路に関するものでございまして、N T T ケーブルの今回の遺構出土に関する回避の可能性であるとか、対応とか、今後まだ N T T の幹線ケーブルの移設工事は続いてまいりますので、それら最終の見込み等を合わせて 6 か月。6 か月というのは飽くまでもその影響を受けた工期が最終 6 か月遅れるというような形になっております。

井下委員

事業者さんの報告なのですが、ちゃんと調べてください。私が調べた範囲だと、恐らく知事答弁の前日だと思われます。調べてもらったら分かると思います。

それは調べてもらうのですが、それと、今回の 6 か月延長ということで、先ほどの 6 パーセントの話ではないですけど、1 か月延びたら今 1 億円ぐらい高くなっているという計算ですよ。先ほどの年間 6 パーセントだと、6 億円も高くなるんです。そのところをしっかりと踏まえた上で、発見時からの対応、発見時の資料、また発見後の報告、協議、誰がどのような形で行ったのかという資料ってございますか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

井下委員のほうから、埋蔵文化財出土に関する関連資料に関する御質問を頂いております。

この度の埋蔵文化財の出土に関しましては、それらに関する我々が調査した資料というのはございます。それが無いと今後の対応にも影響が出ますので、恐らくこういう遺構であろうというような資料は持っているところでございます。

井下委員

それもそうなんですけどもう一つ、この 6 か月のエビデンスになる、先ほど N T T の話をしましたけど、その協議した資料はございますか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

6 か月のエビデンスとなる資料につきましては、具体的にこの 6 か月、埋蔵文化財が直接ということも踏まえ全体工期の調整に関するもの、その結果 6 か月という、直接その 6 か月に算出につながる個別の資料というものではございませんが、その工期に関する資料というのはございます。

井下委員

月に 1 億円も高くなっているのだから、この 6 か月になった部分ってものすごい大事ではないですか。しかももう一回言いますけど、全体の、今回の知事答弁も含めてですけど、6 か月というのが大きな意味を持っているわけじゃないですか。それだけ延びるということは、何が言いたいかわかりませんがはっきり言いますよ。正直なところ、これ、わざと遅らせているのではないかと、僕はちょっと疑念も抱いています、それも含めて時間稼ぎのためではないのであれば、しっかりとした答弁をしていただきたいと思います。

もう 1 点、先ほどありましたが、1 月から 3 月に見付かったということでございます

が、3月に発表した新ホールの管理運営計画の29ページの今後のスケジュールというのは、従来どおりのスケジュールになっているのですが、それだったら、なぜここは変更しなかったのですか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

埋蔵文化財出土に関するスケジュールに関して御質問を頂いております。

管理運営計画の策定が済んで公表したのが令和5年3月、その管理運営計画の中に参考としましてスケジュールが記載されております。

その段階において、埋蔵文化財の遺構の出土というのはありましたが、それが何であるのか、どういうふうに回避していくのか、対応していくのか、そのあたり慎重な検討が必要でございますので、策定段階においては、そのスケジュールを動かすという形にはなっておりませんでした。その後、検討を進めて精査した結果、この度の令和9年9月というような形でお示しした形となっております。

井下委員

重ねてになりますけど、この6か月に延ばしたというところの根拠となる、エビデンスとなる会議の資料、最終的に誰が決めたのか、これは提出してください。お願いします。

それと、今資料がないということです。発見されたものについてもお伺いいたします。

その箇所というのは、具体的な箇所は分からないのですが、本体工事にどう影響するものなのか。また対応に6か月ということであれば、その工程の内訳というのが、もう既にできているかと思しますので、それを詳しく教えてもらえますか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

出土に関する6か月を含めた工程に関してでございます。

今回の遺構の出土といいますのが周辺整備、NTTインフラの工事に係るものとなっております。この場所になりますが、ホールの建設予定地の北東角の歩道に当たる部分となっております。

ですので、新ホールの建物の建設に直接、その地下に当たるというものではない形になっておりますが、全体スケジュールとしましてインフラ整備を終えた結果、不要となった旧インフラを撤去して、そののちに新ホール本体の地下工事等が重なってくるというような全体スケジュールがございます。

それらを加味した上で最終的な工期を精査して、令和9年9月という形になっております。

井下委員

インフラ業者さんと話をされたということですよ。工事のやり方とかいうのもされたということでございます。

何回も言いますが、6か月って結構な延長ですよ。しかも時期が決まっていて、しかもこの物価高の中でやるわけですから、それ相当の覚悟があっておやりになったのだと

思います。言っても仕方がないのであれですけど、並行してやれることはできなかったのかなとは思ったりもするし、あと、先ほど、何度も言いますけど、そこに関してもインフラ業者さんとのお話をされたのであれば、その内容、文書であるものをちゃんと示してください。

何回も言いますけど、時間稼ぎだなと正直思ったのが僕の個人的な感想でございますので、そうではないのであればちゃんと示していただきたいと思います。

もう一つ、先ほど井川委員からも質問がございましたが、工期の延長の理由に挙げられたのが、人手不足という理由がありました。設計及び施工業者と、ここに関して協議を行いましたか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま委員より、工期の延長に係る人手不足等に関する検討について御質問を頂いております。

今回のスケジュール、令和 9 年 9 月となりましたが、その間に大阪万博ですとか I R 等の建設が関西圏でございます。今回の工期を精査するに当たりまして、現時点で想定される中では、それを踏まえた工期精査となっております。

ただし、先日、万博に関する建設関係の報道等もございますが、今後、特に I R はホールの現在のスケジュールと重なってくる部分もございます。現在、見込める想定というのは考えた上で工期を精査しておりますが、今後の更なる遅延の可能性、これも今後の情勢によっては否定できるものではないと考えております。

ただし、現時点でお示しした工期につきましては、J V との中でできるだけの配慮をした期日となっているところでございます。

井下委員

ということは、人手不足というのは当然事業者からの遅れるかもしれないという情報でいいのですね。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

今回の半年遅れるという主たる原因は、埋蔵文化財の出土となっております。

ただし、この令和 9 年 9 月となる中において、今回の万博、I R 等からの人手不足のおそれ等も十分に検討した上での令和 9 年 9 月という形と認識しております。

井下委員

家を建てる、発注する側に、業者からすみませんと言って、人手が足りないのでちょっと無理ですという話をしたのか、こちらからどうせ人が足りないでしょうと、遅れてもいいですと言ったのかでは、話が全然違いますよね、

しかも、今言ったように、延びた一番の原因は埋蔵文化財、先ほどの話ですよね。現時点で人手不足は特に関係ないのではないですか。だって人手不足を確信した明確な根拠も言っただけで、こうなるのではないかなという、先ほどの 6 パーセントもそうだけど、想像だけで話を膨らませていませんかということを言いたいのです。

これも、重ねてになりますけど、僕からしたらこれも含めて時間稼ぎではないのかっていうところなのです。

きちんとそういうところ、根拠に基づいて資料を出していただけるなり何なりして、なるほどなっていうところを議会で議論できるのではないかと思います。我々は今、想像の話にちょっとお付き合いしきれないところが正直あるのです。だからきちんと出してください。

先ほど井川委員からありましたけど、ホールがどういう形であれ、県民に選ばれた知事さんなので、そこに向けて案を出していくっていうのを当然やっていただいたらいいと思います。

次に、これも先ほど井川委員からございましたが、知事が嘉見会長の代表質問の答弁で、議会にお認めいただいた約194億円を上回る207億円となることが事業者から示されている。これまで物価スライド額を明確にしなかった建設費が年間2パーセント上昇すると224億円、年間6パーセント上昇すると260億円も否定できないとのことでした。

令和3年3月に策定した整備基本計画には、今後の物価高によりますととあり、206億円と予備的費用10億円を合わせて216億円という数字が既に示されております。これが2年前です。ここから現在の状況が特段何も関係ないというか、問題ないように思うのですが、まず一つ、現時点で207億円という数字が正確な数字かどうかを教えてください。

その上で物価スライドの話になりますが、この物価スライド分はどちらが負担するという認識でしょうか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま委員より、207億円の正確性と物価スライドの扱いに関して御質問を頂いております。

207億円については、今お話にありました整備計画等における216億円、この数字につきましては、工事費と設計費、あと今後想定される備品費、埋蔵文化財の調査費等を含めた数字となっております。

その後、要求水準をまとめまして工事発注、公募プロポをするに当たりまして、工事費を194億円という形にしまして、事業を進めてきたところでございます。

その上で、昨年度の基本設計合意の段階におきましては、コストに関する配慮等にもよりまして一旦194億円という形で合意をしておったのですが、その後も続く物価高騰等の影響を受けて、今回207億円という形で工事費をお示しさせていただきました。これは令和5年5月の段階で共同企業体からお示しいただいて、我々としてもその中身を精査した数字となっております。

続いて物価スライドにつきましては、まず設計段階で見込まれる工事費に関するスライド、これは設計作業工程の途中での物価上昇等の影響を受けた数字という意味でございしますが、これに関しては、どの数字で契約という形までには至っておりませんので、どちらで負担というのはないですが、できる限りコストダウンを図った上での207億円、その上で例えばでございますが、この数字で契約をしていくとなれば今回工事スタート時点においては県の負担、ただし工事スタートをした後、一定の物価上昇等が見られた場合には、一般的な考えとしましては、公共事業等におけるスライド条項等の適用を受けるものと

なっております。

ただし、その場合でも一定割合、数パーセントの事業者の負担等があって、その後そのほかが県という形で扱うものと考えております。

井下委員

だと思います。13億円スライドして高くなっているということです。

先ほどおっしゃっていただいたみたいに、国交省の通達にも実際円滑な施工確保についてというところでも、こういうことが示されています。発注者側、公のほうが持つべきではないかという基本的な考え方だと思います。

それを踏まえて、この高くなるというか、令和3年3月の時点でもう216億円というぐらいの最大の数字も出てきているところから、高い安いで言えばそう感じると思いましたけど、今後いろいろ、2パーセントなのか、6パーセントなのか、しかもひょっとしてマイナスになるのではないかといろいろなことを考えたら、正直なところ、これはもう確定的な議論ができませんよね。我々も、最終的に上がってくる予算が幾らなのかって確定しないと正直分かりません。でも、今の県側のスタンスとして、数字だけやたら言われると、そういうふうに見えませんかというところですよ。

だから私が言いたいのは、余り軽々と数字をどんどん言われると、正直に言うと、高いものじゃないかと印象付けているように思います。ですので、その辺は県のほうでしっかりと数字を出してから発表していただきたいなと思っておりますので、お願いを申し上げます。

次に、これまで述べられてきました小ホールの必要性について伺います。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま井下委員より、小ホールの必要性につきまして御質問を頂いております。

小ホールにつきましては、一般的には大ホール、どこで正確な線引きというのはちょっと曖昧なところがありますが、大ホールと呼ばれる大規模なホール施設では行いにくいもの、例えば室内楽の演奏会、伝統芸能、小規模な講演、あと地域の活動等に適した施設として考えております。

今般、様々な御意見を頂いております小ホールといいますのは、単独で建っているもの、大ホールに付随するもの、それぞれ役割がございます。その中で、小ホールの位置付けにつきましても今後、幾つか選択肢をお示した上で御意見いただければと考えているところでございます。

ただ、県内にはたくさんのホールがあって、まだ稼働率に余裕がある所も確かにございます。そこをまず有効活用するのが地域の活性化につながるという点も大事な視点でございます。

様々な考え方を踏まえまして、新ホールのあるべき姿に具体化していけたらなと考えるところでございます。

井下委員

徳島文化ホール（仮称）管理運営計画の中で、最初の時点で事業の実施に当たっては、

徳島市周辺においてホール施設の選択肢が多くないことが状況でありますからという議論はもう既にされています。だから、僕の中では近隣市町村の施設がどうなのかというのは今別に関係ない話ではないかなというのが正直なところです。

小ホールのお話を今していただきました。これは必要だと僕も思っております。多分理事者の人たちもそういう認識だと思います。

これまで、私たち議会も 3 年にわたって議論をしてきました。その中で、何度も県民と対話して、例えば、ここにもありますワークショップの中に出てきているんですけど、中高生との対話で、オーケストラやバレエが見たいとか、吹奏楽部の部活動の発表の場にしたい、また、一人で練習できるような場所が欲しいという声を聞いております。僕らより、担当者のほうがじかに聞いているので分かっているかと思います。

その声をできるだけ形にするために、事業者や設計者とかと理事者がけんかしながらやってきたということも、僕はこの 3 年間で聞いております。これまでの議論について、到底落ち度がお互いにあったとは僕は思っておりません。

また、あのデザインにつきましても、海外にあるような斬新なデザインというか、高付加価値のデザインだと思っております。もしかしたら、ホールの利用者よりもあれを見に来る方のほうが多いのではないかと、それに多いということはそれなりに、経済効果も十分そこで取れるのではないかというようなデザインです、正直なところ。

それで、例えば徳島城の天守閣があったらまた違うかもしれないですけど、徳島の子供たちにとって、この建物ってアイデンティティになるような気がするのです。

どこかでテレビやニュースで見たときに、あれって徳島のだなんて大学を受けたときに言われるとか、ちょっとしたことですけど、ものすごい子供たちに大きな影響を及ぼすと思っております。徳島のことが余り好きではない人が多い、魅力が低い中で、こういうのというのは大事なことだと思うので、そういう面のところもしっかり PR をしていってください。

あと、知事も議会の提案には乗ってくれると、相談には乗るということでしたので、提案させていただくとすると、デザインは変えないでいただきたいというのと、小ホールというのもなくさないでほしい。その中で言えば、現行案若しくは現行からデザインが変わらないような、コストカットした削減案みたいなのが、これは私個人的な意見ですが、現実的なのかなと思っております。

いずれにせよ、選挙で県民の皆様が選んだ知事の公約でございますので、1,500 席というのと、小ホールは徳島市でという案が知事のコスト、スピード、機能に合った形で議会に上がってくるものと思っておりますので、それはお待ちしております。

しかし、9 月議会まで 3 か月、さきにも言いましたけど、3 か月というのは 6 パーセントで言うとかospa で言うとか 3 億円です。こういうこともございますので、昨日経営戦略部でもちょっと言いましたけど、案は当然議論していくのだけど、予算を付けてやるからには実現可能なものが出てくるのが当然だと思っておりますので、実現可能な案が出ない場合には、今後、議会としても知事に直接お考えをお聞きしていきたいと考えておりますので、こちらのほうは委員長、どうぞよろしくお願いします。

また、我々委員会としても、これまで理事者の皆さんと事業者の皆さんが一生懸命やってこられたということを知っていたということもあるのですが、これをしっかりと検証しない

といけないのかなと思っております。そのために調査や関係者、まず有識者と意見聴取する機会というのも作っていく必要があると思いますので、これも併せて委員長にお願いを、強くお願いを申し上げておきます。

眞貝委員長

それでは、ここで午食のため休憩をいたします。（11時55分）

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

東条委員

新文化ホールについて、関連してお伺いをしたいと思います。

井川委員、井下委員から、現計画での金額の問題や埋蔵物の問題などの意見が出されたのですけれども、知事は本会議で公約どおり大ホールを1,500席程度に縮小し、小ホールは取りやめるべきだということを示されました。

それも一案として、現計画も含めパブリックコメントなどで県民の意見を聞いて判断したいというふうにおっしゃっていました。担当課としては、先ほどのいろいろなお話を聞いていると、既に現計画を進められているように思ったんですけれども、既に決められているのかお伺いします。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

東条委員から、新ホール整備の計画に関しての御質問を頂いております。

新ホール整備につきましては、現計画、これは令和2年から新ホール整備として進めてきたものが現計画と我々認識しているところでございます。その上で、本定例会の本会議におきまして、知事答弁の中で1,500席の大ホールと小ホールを取りやめるという一つのお考えが示されたところでございます。

我々としましては、今後、大ホール1,500席、小ホールを取りやめる案も含めて選択肢を検討し、これをお示しした上で県民の皆様の御意見を伺って、新ホールの在るべき姿というものを示していきたいと考えております。

お示しするに当たりましては、例えばですが、現計画のコストダウンしたもの、このホールの規模、機能だけではなく、そのほか、今回、御意見を頂くに当たりまして、できるだけオープンにするというような形をとって進めてまいりたいと考えております。

東条委員

あの後で我が会派でもいろんな意見が出たんです。3年間いろいろと審議をしてきたということもあって、2,000席と小ホールは必要だなと、ただチョウチョのような屋根は要らないなとか、それから、自然エネルギーを活用した機能的なしっかりした建物がいいと、防災の拠点になるようなものがないのではないか、駐車場はもうちょっと広いほうがいいのではないかとか、いろんな意見が我が会派でも出されました。

担当課としては、これから知事の出された意見も踏まえて、県民の意見をパブリックコメント等で聞いていかれると思うんですけども、有識者会議も持つのだと思いますけれども、今後どのようなスケジュールで進められていくのか。全体のスケジュールとして、先ほど言われている令和 9 年 9 月完成をめどに進められていくのかというのは教えていただけますか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

東条委員より、新ホール整備のスケジュールについて御質問を頂いております。

今後のスケジュールにつきましては現計画については、令和 9 年 9 月の全体開館ということでございますが、今後、選択肢をお示ししながら御意見を伺う中で、できるだけオープンにする中身も早急に検証を進めまして、御意見を伺って、やはりスピード感の重視というところは新ホール整備に当たりまして最も大事な部分の一つでございます。このあたりも念頭におきながら取り組んでまいりたいと考えております。

東条委員

私も県民の皆さんというか、私の身近な方からは、できるだけ早く建設をしてほしいという声を多く聞きますので、できるだけ早急に対処されますようお願いをしておきます。強く要望しておきます。

それから、差別の書き込みについてです。

昨日も公安委員会のほうでもインターネット上で差別書き込みについて出ていたんですけども、特に部落差別などネット上の差別書き込みについて、県ではモニタリングを実施して、サイト管理者への削除要請を行っている聞いていますんですけども、現在どのような取組をされているのか、教えていただきたいと思います。

大西男女参画・人権課長

ただいま東条委員より、インターネット上の差別書き込みに対するモニタリングについて、現在どのような取組を行っているか御質問を頂きました。

本県におきましては、インターネット上の人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、部落差別をはじめ差別的な内容や誹謗中傷^{ひぼう}の書き込みにつきまして定期的に監視を行い、これを発見した際は、サイト管理者やプロバイダー事業者等に削除要請を行うモニタリング事業を実施しております。

現在は、当課の人権担当職員に加えて、県内の 3 大学の学生さんにも御協力を頂きまして、モニタリング事業を積極的に推進しているところでございます。実績としましては、削除要請件数の約 6 割がプロバイダー事業者の判断で削除していただいているという形になっております。

東条委員

差別書き込みに対するモニタリングについて、より専門的な知見を持った方が行うということが必要なのではないかと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

大西男女参画・人権課長

専門的な知見を持った者が行う必要があるのではないかという御質問でございます。

現在、専門的な知見のある当課の人権担当職員がモニタリングを行っております。それとともに、このモニタリングの実施方法などについても、他県と情報交換するとともに、モニタリングの研修会にも出席し、専門性の向上に努めているところでございます。

また、学生さんにモニタリングをしていただいているんですけども、モニタリングをするに当たっては、県の人権啓発推進員による人権研修を受講していただいて、高い人権意識を身に付けていただいた上で、モニタリングを行っております。

東条委員

インターネットにおける人権を取り巻く環境というのは、年々増加して広がっており、取組をより強化すべきと思うんですけども、今後どういうふうにお考えか、お示しいただけますか。

大西男女参画・人権課長

より取組を強化すべきではないかとの御質問でございます。

モニタリングの実施方法につきましては、更に専門的な知見を高めるとともに、より効率的、効果的な方法について研究してまいりたいと考えております。

加えて、差別書き込みに対する対策の更なる強化ということで、本県からプロバイダーの全国団体等の人権侵害情報の対応を文書で依頼するとともに、現行法では必ずしも有効な手段はとれないという状況がございますので、実効性のある対策を講じるよう全国知事会を通じて国に対して要望を行っていきたいと考えております。

東条委員

差別の書き込みは幅広いんですけども、先般、県の職員の方が交流サイトで、SNSでフェミニストを侮辱して訴訟をされているという記事が載っていましたし、SNSでのLGBTQもそうですけれども、若年層の性犯罪とか性暴力被害も増えているんです。

こういったことを考えると、部落問題、障がい者問題もそうですけれども、書き込みというのは、そういう問題を含めて二重、三重に差別があると思います。

全ての人権侵害を許さないという実効性のある対策を、是非県のほうで作っていただきたいということを要望して終わります。

沢本委員

私も新ホール整備について教えていただきたいと思います。

今まで丁寧に議論がなされて、これまでの整備計画と管理運営計画が作られてきたものであると拝察いたしますが、その中で、小ホールがあのでエリアに建設されることについて、その必要性について、検討会議であるとか、県議会の中でどのような議論がなされたのか。計画やこれまでの議事録を読み込めていない状況での質問で恐縮ですけども、教えていただきたいと思います。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

ただいま沢本委員より、小ホールに関するこれまでの議論ということで御質問を頂いております。

新ホール整備におきまして、小ホールをどうするかというところ、小ホールに限らずこの度の新ホール整備につきましては、スタートからいきますと、令和 2 年の県市協調検討会議、ここから検討を始めまして、その後、整備基本方針、整備基本計画という形で計画を具体化して進めてきたところでございます。

その中で、小ホールについての議論としましては、当然ながら検討会議で各委員から小ホールをどのように扱うべきかということで意見を頂いておりました。

あと、基本方針のタイミングに併せまして県民アンケートも実施しております。これは回答が 800 強というところでございますが、この中でも、新ホール整備に併せて中・小ホールが必要だと思いますかというような質問に対して、過半数の方が必要だと考えていますと、当時の県民アンケートではお答えいただいたところです。

それらを踏まえまして、現計画では小ホールを同じ施設の中に置いたものとして設計を進めてきたところでございます。

沢本委員

県民アンケートで、新ホールではメインホール以外にどのような施設を設置してほしいと思いますかという設問だったかと思うのですが、これは選択型で複数回答ありということです。項目があってその中で必要なものを選んでいくというアンケート方式かなと思うんですけれども、そうしたときに、中・小ホールが欲しいと思いますかの設問の中には、ないよりはあったほうが良いなという方と、是非ともないと困るという方と、いろいろな御意見の方がいらっしゃるかなと思うんです。

後々の維持管理とか、いろんなコストとかも考えないとしたら、それはないよりはあったほうが良いという判断もあるのかなと思うんですけれども、そこらの分析というか、県としての御認識はどのようなものでしょうか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

県民アンケートの置き方と小ホールに関する整備に当たっての我々の認識ということでございます。

県民アンケートにつきましては、小ホールの項目に関しては選択式でございます。回答される方によっては、ないよりはいろいろあったほうが良いよねという御意見もきっとあったかと思えますし、若しくは新ホールの中でこれは是非小ホールの整備をしていただきたいというようなお声もあったかと思えます。

そこまでこの県民アンケートの中でそこまでくみ取り切れていないというところでございますが、当時この現計画を固めるにおきましては、ここに出てきた数値も参考にしながら、これまで取り組んできたところでございます。

これは飽くまでも他県事例にはなりますが、一般的に同規模のホールの使い方のようなものも様々参考にさせていただく中で、こういう大ホールには小ホール等が付随していることが多いというところと、その場合こういう用途も考えられるというようなあたりも念

頭に置きながら現計画は形作ってきたところでございます。

沢本委員

ちょっとお答えにくい聞き方をしてしまったかもしれませんが、そうしたときに、そういう含みもありつつ今の計画になってきていると。その中で必要性、絶対併設が必要だという、ないと困るという確固たる御意見とかはございましたでしょうか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

小ホールの必要性でございます。

これは例えば検討会議におきましても委員それぞれに御意見がございます。やはり、その分野、使い方によってはないと困るということもありますし、使い方によってはなくてもいいという、このあたりはどうしても施設の規模、機能を考える際に100パーセント、全ての方にとっての必要性というのはなかなか難しいところがございます。

ただし、計画を固めて取り組むに当たりましては、そのあたりを全体として計画を鑑みて、現計画ではこの形になっている状況でございます。

沢本委員

午前中の伊澤担当室長の御答弁の中にもありましたが、周辺市町の既存のホールで、今計画の中にある小ホールの代用が可能のところはありますでしょうか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

小ホールの需要に関して周辺施設の活用ということでございます。

現在、例えば周辺で言いましたら、徳島市を含め近隣市町にも小規模、中規模のホールが幾つかございます。徳島市周辺のホールにおいても、もちろん稼働率が満杯といえますか、そういうところばかりではございませんので、活用に関しては、まだまだこれから可能性を持っているところもございます。

当然、単独の小ホールの機能又は大ホールに付随して、現計画のような小ホールに求められるいろんな考えもございますが、現計画の新ホールの内容に限らず、公共施設である以上、周辺施設を有効に活用するというのは非常に大切な視点であると考えているところです。

もちろん小ホールという小規模なホール施設という以上、そこでなければならない、能や狂言やクラシックコンサートに特化したホール施設もございますが、多目的ホールである以上は、ある程度の幅を持った使い方はできるものと考えています。

沢本委員

知事のお考えの中にもありますように、県内各市町の施設の活用も踏まえてと。

あと、昨日私の知人の音楽関係に勤める人と話をしている中で、彼も、必ずしもあのエリアに併設は必要ないという意見の持ち主であったのですが、それよりも舞台機能、ステージであるとか、音響であるとか、そういった機能をより良いものに整備してもらいたいと。

先ほど新ホールに関して質問なされた先生方、皆さんおっしゃられるように、やはり早くということがあるかと思います。特に井川委員がおっしゃられたように、徳島県としては子供たちに文化教養の環境整備をいち早くしなければならないと思います。

これまでの議論について不勉強であったところを御答弁いただきました。

今後、知事もおっしゃられていましたように、議会やパブリックコメントで選択肢に対しての意見を聞いた上での最終判断ということでございますので、今後の議論を注視していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

扶川委員

私もホールのことからお尋ねをいたします。

先ほど井下委員の提案された委員として関係者の意見を聴取するとか、それから、知事の意見を直接聞きたいというお話も一般論としては反対いたしません。

ただ、過去のこともありまして、知事の議論というのは基本本会議でやるべきではないか。そうでないと全議員が聞けただけじゃなくてこれ乱発しますと、かつての大田県政がそうであったように逆に県政が停滞するおそれもあると、私は思います。

参考人の聴取についても人選が偏ると、あたかもそれが県民全体の意見であるかのように思われるといけません。そういうこともしっかり留意して決めていく必要があると思います。

それもまず、我々委員自身が細かい点まで含めて理事者と議論を重ねて、その中でどうしても意見を聞くべき機会を持たなければいけないというタイミングがあったときに、御提案があったようなことはやればいいと、私はそう思います。

したがって、ホールの問題については、議会で議論するために臨時の委員会を開いてもいいくらい力を入れて集中審議してもいいと私は思います。その点は委員長のほうで検討していただきたいと思います。それは、かつて知事の汚職事件でもやられたことです。

そういう観点から、今日は、今後議論の内容にも関わるような論点について、私の意見を申し上げたいと思います。

先ほどアンケートの話がありましたが、ちょっと気になったので最初に聞いておきますが、このアンケートをするときというのは、200億円を超える事業費になるということは決まっておりましたか。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員より、アンケートの時期に関して御質問を頂いております。

この県民アンケートにつきましては、令和2年10月末から11月末にかけて実施されたものでありまして、この時期、この整備基本方針の正式な策定前でございますので、この段階で正確な事業規模はお示ししていなかったと認識しております。

扶川委員

そうだろうと思うのです。

私自身も本会議で言いましたが、板野郡でアンケートをとったのですが、板野町とか藍住町で全戸配布したのですが、そこで聞く限りでは全体に200億円は見直すべきだとい

う声が多数派でした。

私の地元の議員からはこういう声がありました。何で徳島市だけ県が造ってやるのだと。地元板野町では自前で作っているではないか、どこもそうではないかと。それも踏まえて、今度三好で議論があるけども、三好も場合によったら県が造ってあげるのですかという話を委員会で聞いたことがあります。そうしたら、申出があったら検討すると言っていたのです。そんなことやっていたら県の予算はパンクします。絶対そんなことやっては駄目だと思います。だから、これから県と徳島市がしっかり話合いをして、小ホールが要るのであれば、元々市が造っていたのですから市のほうで造るというのも一つの方法だと私は思います。

ではこれからどのような議論すべきかということについての私の意見ですけど、この間テレビの街角の声が報道されるのを見ました。とにかく大きかったらそのほうが活性化するのではないかと、今時人口が減っていくのに要るのだろうかとか、非常におおざっぱな話、漠然とした話が多くございました。無理もないです。やはりこの問題は県民の間に十分な議論がまだ足りていないのかなと思いました。もっと議論する必要があるという知事の姿勢は支持しております。

その点でお尋ねしますが、前の徳島市文化センターと今度の県立ホールの計画で、サイズ以外で、何が決定的に変わるのか、教えてください。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員より、旧の文化センターと新ホール、現計画とひとまずさせていただきますが、何が違うのかというお話でございました。

旧の文化センターは昭和30年代に整備されたものと記憶しておりますが、まず当時と現時点では、ホール施設というものに対する認識が大きく変化してきております。

当時はそういう会場を公共として整備する必要があった時代であったと、今はホール施設というのは単に会議場だけではなく、公会堂だけでもなく、劇場だけでもなく、ある意味、地域活性化であるとか、社会課題に対して一定の取組を示す施設であると考えております。

ですので、重要視されますのも単にコンサート会場として機能するというだけではなくて、平日、昼間のにぎわいはどうするのだと、公演のないときにはここでどういう役割を果たすのだということが非常に重要視されております。そういう認識の下で今回の新ホール整備は取組を進めてまいりました。

これは考え方という部分でございますが、このほか、違いを申し上げますと時期がないというところが実際正直なところでございますが、大きく申し上げましたら当然施設規模、予定地の規模が違いますので、ハードの規模も違ってまいります。

そのほか、近年舞台を使った催物というのは非常に大掛かりになる傾向があります。これはコンサートでも演劇でもそうですが、使う道具が非常に大きくなっている。

搬入・搬出に非常に手間を掛ける、その割にはスケジュールが過密になっております。有名アーティストのコンサートですと、前のコンサートの会場を夜中に出て朝到着して、夜コンサートしてもう次の場所に出ていくというようなことがございます。これを実現させるためには何が必要かと言いますと、十分な搬入スペース、例えば11トントラックが何

台同時に搬入・搬出できるのか、あと、そこから降ろした大きな荷物をスタッフが神経を使わず舞台まで運べるのか、こういう視点も旧文化センターの頃と比べますと大きく違ってきております。

新ホール整備につきましては、客席数の規模にかかわらず、このあたりの考え方をしっかりと満たした上で整備しないと、造った後で困るということになりますので、このあたり一つの大きな違いとして御説明させていただきました。

扶川委員

なるほど確かにそうですね。そういうものでないと要求は満たせない思います。

ただ、2,000席でなくては困るということに関しては、私は本会議で既に意見を言いましたが、子供たちの吹奏楽の会場が香川に行っているのではないかと、しかし鳴門が同時期に開館するのだったら鳴門でいいと、私はそう思います。

そういうふうの一つ一つどこを削れるのか、どうしても残さなければいけないところはどこなのかということ、今おっしゃっていただいたような機能が要るのだったら、絶対それはプラスアルファになると思うのです。そこをきちんと積算して見直していく必要があると思います。

井下委員さんがおっしゃったように、それこそランドマークになるような非常に素晴らしいものが要するという意見もあるでしょうけど、そこまで華美なものは求めないなんてことも自民党の議員さんなんかでもおっしゃっていた方もありましたし、私も機能重視でいいのではないかなと思います。身の丈に合わないのではないかな。

それから、小ホールに関しても、小ホールを徳島市に実際に任せる任せられないというのは、これから検討されるということはそのとおりです。本当に具体的な検討はこれから必要になると思います。

それをした上で、もう一度県民に対してアンケートをとって、これだけお金を掛けてこのような幾つかの案があるのだけでも、どれがいいだろうかということのを問うて、県民の一番同意が得られる案に決めればいいのではないかと思います。そういう意味では知事が一つの案として自分のお考えを示されたのを機に、そういう前向きな議論をしていけばいいのではないかと私は思います。

ついでにお尋ねしますが、実施設計はどうして今止めずにおいておくのですか。現状の計画をそのままやるのだったら無駄にはなりませんけども、見直すのであれば無駄になりますよね。これは、止める止めないは知事の判断でどうこう言いませんけども、これによって、例えば実施設計を進めておいたら期間にどのような影響があるのかとか、金額にどのような影響があるのか、それこそ資料を頂きたいのですが、お願いいたします。

伊澤文化・未来創造課プロジェクト担当室長

扶川委員より、実施設計の状況に関しての御質問を頂いております。

実施設計は現在進めているところでございまして、8月末までの業務期間となっております。

これをどうして進めているのかということにつきましては、単純に現計画を現行どおり進めていくということではなく、これらの計画の精査、コストの確認、今後のコストダウ

ンの方策、これらを検討する上でも、この業務というのが必要になってきてまいります。

また、先般お示ししました金額につきましても、飽くまで紙の上で電卓をたたいて積み上げたというのではなく、これだけの大きな建物でございますので、その数字一つ一つに根拠が求められます。法的にそれを満たしたもので、この数字、この数量で、この金額かということになってまいりますので、単純に今後のことがあるのでこの業務を今止めるということは考えておりません。

ただし、今後幾つかの案を県民の皆様にお示しした上で、御意見を伺って対応していく、この中では当然必要な手続を必要なタイミングで取っていくものと考えております。

扶川委員

分かりました。ほかにも聞きたいことがあるので、ホールのことについてはそれくらいにしておきます。是非、もうちょっと突っ込んだ集中議論ができる場を設けていただきたいと思います。

児童虐待についてお尋ねします。

児童虐待件数が過去最高になったといいますが、県内実態数別というのは発表されているのですか、教えてもらえるのですか。

原田こども家庭支援課長

ただいま扶川委員より、児童虐待の関係で御質問を頂きました。

すみません、最後ちょっと御質問の趣旨が聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

扶川委員

市町村別内訳をお願いできますか。

原田こども家庭支援課長

市町村別の内訳は把握しておりません。

児童虐待の報告につきましては、県内の3こども女性相談センター、児童相談所のほうに寄せられるものでございます。

我々が把握しておりますものは、3圏域での集計になってございます。

扶川委員

基礎自治体が住民と共に進めていかなければいけない課題だと思うんです。

それぞれの自治体が危機感を持って取り組むために必要な数字ですので、簡単な話ですから、もう一回それぞれの児童相談所に聞いて、自治体ごとにまとめていただいて提供するのが大事だと思いますが、いかがですか。

原田こども家庭支援課長

扶川委員より、地域ごとの把握という形で御質問を頂いたところでございます。

こちらの調査のほうにつきましては、先ほど申し上げたように県下3圏域での統計を

とっておるというものでございます。

ちなみに、その部分で人口的に偏りがあるのかどうなのかというところで参考で申し上げますと、東部圏域 5 市 9 町 1 村を 5 月 1 日現在での県の推計人口で比べますと、全体の 77 パーセント、県人口の 77 パーセントを東部圏域が占めてございます。こちらに対応する形で中央こども女性相談センターが受け持っております全体の件数は 76 パーセントということで、ニアリーになっております。

また、南部圏域におきましても 1 市 4 町、9 万人余りがいらっしゃいますが、こちらも全体の人口で申し上げますと 13 パーセントでございます。全体の件数、南部女性こども相談センターでの割合につきましても、ほぼニアリーになっております。

扶川委員

なるほど。だから人口比と同じぐらいだったら掛け算したら、どこの町も同じようなものだろうというような推計が成り立つのですね。どこの町でも人事ではないということは言えるのだと思います。ただ、切迫感を持って取り組むには、自治体ごとの数字を出したほうがベターだと思いますので、検討いただければと思います。

昨日、テレビでニュースを見ておりましたら、増加の原因について県がコメントしておりましたが、どういうことが過去最高になった原因なのか、もう一度教えてください。

原田こども家庭支援課長

扶川委員から、児童虐待の件数が増えた要因について御質問を頂いております。

全体の件数が増えた要因を申し上げますと、相談経路の受付で申し上げますと、警察等からの通告が多かったことが挙げられます。

特に令和 4 年度と令和 3 年度を比べますと 54 件の増、さらに学校等からの通告で申し上げますと、令和 3 年度が 97 件に対して令和 4 年度が 125 件のプラス 28 件というような形で、児童虐待に対する周知等によりまして県民の皆様から、若しくは関係機関の方々から、虐待への意識が高まったことによりまして通告が増えているものと感じております。

扶川委員

確かにそうかも分かりません。いじめも同じように、いじめということに対する認識が広がる中で通報が増えている。それはそれでいいことなのでしょうけども、最近ニュースをにぎわせているような子供を虐待して殺してしまうような事件まで起きる、県内でも数は少ないとはいえ性的、身体的虐待が摘発されているような状況を見ますと、子供を育てる環境としての家庭環境の荒廃というものが背景にあると思います。私は、それが貧困とか社会からの孤立とかいったことが原因になっていると思うんです。

そうした中で、私が担当部局で力を入れていただきたいのは、虐待を行ってしまった親の側の啓発、教育です。

こども女性相談センターに子供を保護された親から、子供を取られてしまったとか、毎日辛い、辛い、というような相談をこれまで何件も受けました。

そのような方に対しては、子供に対する愛情はあるはずですから、今もやっておられると思うのですが、こういうことするのが虐待、だから預かったのですよというような、

あるいは虐待がどれだけ子供に悪い影響を与えるのだというような知識、認識をきちんと持っていただく啓発が重要だと思います。

今どのような指導をされているか、どのようなものを使っているかも含めてお答えください。

原田こども家庭支援課長

扶川委員から、虐待をしてしまったという保護者への指導につきまして、どのようにしているかという御質問があったかと思います。

児童相談所では、子供の身体や生命に重大な結果を招く可能性や緊急性を総合的に判断をして、リスクが高い場合でありますとか、市町村での対応が困難な事例につきましては、県で専門的な指導を行っているところでございます。

例えば、児童を保護者の元から一時的に離させていただきまして、一時保護の措置をとった場合は期間中、保護者の面談、面接を通しまして、虐待に対する認知、あと保護者の方へのメンタル的なサポート、また虐待に至った原因の中で育児方法が分からないとか、そういったことにつきましては、面接を通じて把握をしております、子供をまた家庭へ返すように、家族の再統合に向けて一人一人に合った方法を保護者の御理解を頂きながら丁寧に指導するように努めております。

その際には、国の啓発資料とか、県で作っております資料なども参考にしながら、虐待が子供の、例えば脳に影響を与えて今後の発育に与える影響がありますとか、そういったことを丁寧に御説明しながら、信頼関係を築いていきながら指導するように努めているところでございます。

扶川委員

ちょっと時間が厳しくなりましたので、あとは少子高齢化の委員会で続けてまた議論したいと思います。

次にLGBT問題についてお尋ねします。

6月23日の徳島新聞に、レインボーとくしまの会の長坂代表のLGBT新法に関するコメントが掲載されておりました。その中で長坂さんは、新法の問題を幾つか指摘しておりましたが、その一つが、小さい頃からの教育が本当に大事で、その積み重ねが差別解消につながると言っておられました。私は、非常にこれは大事なことだと思います。

今アメリカで、共和党と宗教右派と言われている人たちが、ジェンダーや性的指向の多様性について教育することについて攻撃する、性的指向の議論禁止法案がフロリダ州で成立するかもしれないなんていうニュースが言われておりました。

性自認とか性的指向というのは個人の属性でありまして、それによって差別し不利益を与えるのは人権侵害です。肌の色という属性で差別をするのと同様、理由がないと私は思います。

日本では今回、性的少数者に対する理解増進法が成立しましたが、長坂さんは学校での教育に対して、保護者の理解と協力を得て心身の発達に応じて行うとされていることがアメリカのような事態につながらないかということを危惧しているようです。

そこでお尋ねします。LGBT問題を所管する部局として、小さい頃からの教育の必要

性ということをしっかり認識しておられるかどうか、お尋ねをいたします。

大西男女参画・人権課長

ただいま扶川委員から、小さい頃からの教育が必要であるかどうかということの認識についての御質問でございます。

県におきましては、性の多様性につきまして県民の皆様の理解を深め、偏見や差別をなくすため、広く県民向けの啓発を行っております。

例えば、県民向けの講座とか、人権啓発イベント、とくしま共に生きるフェスタにおける講演会、それから高校生、大学生が制作しました性的マイノリティをテーマにしました人権啓発動画の配信、それから民間団体と連携しました、徳島カラーフリー文化祭などの県民向けの啓発を積極的に行っているところでございます。

教育委員会におきましても、性的マイノリティへの理解を深め、多様な性を認め合う心を育てる教育を推進するため、学校の要請に応じて専門的知見を有するスタッフを派遣して、教職員の研修とか児童生徒の学習を行っているところと伺っているところでございます。

扶川委員

こちらの部局では、保護者の理解と協力を得てというところが直接関わるのでしょうけど、言葉としては当たり前のようですが、現実にはなかなか、保護者の中に無理解な方が多いこともあります。

私がパートナーシップ条例の提案を地元の議員と一緒に、ある議会に提示したときに、時期尚早、生産性がないとか、そんなひどいことを言われた議員さんがおいでになるのです。そういう環境の下では、学校でそういうことを教えるのに反発するような動きすら、アメリカのような動きすら起こりかねないと危惧されます。

ですから、保護者に対する啓発が非常に重要です。これについてもどのように進めていけるのか、先ほどいろいろ御説明いただきましたが、その際LGBTというのはなかなか理解するのは難しいので、分かりやすい教材なり資料を作って、啓発を進めていただきたいのです。

特に、社会教育の中で保護者に対する教育、啓発をどのように進めていくのかということについて、もう一回御説明ください。

大西男女参画・人権課長

分かりやすい資料で広く啓発をという御質問かと思います。

先ほども御説明させていただきましたように、県といたしましては、性の多様性につきまして県民の皆様の理解を深めて、偏見や誤解をなくすように、今広く県民に対しまして啓発活動を行っているところであります。引き続き、性の多様性について理解を深めていただくために、このような啓発活動を続けてまいりたいと思っております。

扶川委員

幸い4分残りましたので、ちょっとバックします。

虐待の問題なんですが、先日ある会合で脳科学者の講演を聴く機会がありました。その

中で、私が質問したのですが、夫と妻で子供への愛着というものはどのように変わるのか、性差というのはあるのかということをお尋ねしたら、こういうことを言われました。

女性は初乳を与える頃までは、ホルモンによって母性というものがあるのだそうです。しかし、それ以降は母性とか父性とかいう区別がなくて、男女関係なく実際の育児行為のふれあいの中で、親性というものがあるのだそうです。それが脳科学の結論だそうです。

確かにイクメンと言われるような男性は、児童虐待をするイメージがありません。むやみに男らしさとか、女らしさとか、そんなことを言いませんよね。やっぱり違うんだと思います。そういう親性を育てることが非常に大事だと思います。

そのためには、一つは貧困の問題を解決してゆとりのある生活をする、もう一つは長時間過密労働をなくして、経済的にも時間的にも、男女共にゆとりを持って子育てできる環境づくりをすることが、虐待をなくす根本的な解決になるのだと思います。

そうであるならば、福祉の部局、教育の部局、労働の部局、全て連携して、この虐待の問題に取り組む必要があると思いますが、そのような連携は行われているのか、今後取り組む必要があるのかということをお教えください。答弁いただいたら終わります。

原田こども家庭支援課長

扶川委員より、地域全体で見守りながら虐待を予防していく重要性について御質問を頂いたと思います。

虐待は子供の尊厳を踏みにじる行為でありまして、決して許されるべきものではなく、地域全体で解決すべき問題だと認識しております。

このため、県におきましても、先ほど委員がおっしゃられたような、教育でありましたり、学校であったり、医療でありましたり、警察、様々な関係機関と連携して、虐待の予防、発生防止に努めているところでございます。

さらに、市町村につきましても、市町村と連携をとりまして、各児童福祉部局と協議会という形をとらせていただきまして、常にリスクの高い低いにかかわらず、地域の子供たちの命を最優先にということで市町村と連携して、また市町村のほうにつきましても、それぞれの学校、警察、また子育ての関係する団体とも連携して、予防に取り組んでいるところでございます。

佐藤未来創生文化部長

本日、新ホールの整備につきまして、多くの委員の皆様からたくさんの御指摘、貴重な御意見を頂いたところでございます。

井川委員からは、文化教養施設の必要性ということで、等しく私たちが同じような文化水準で暮らせるようなことが必要だというようなお話もございました。

また、井下委員からは、工期の延長ですとか事業費の精査について詳細な御指摘を頂いた上で、現計画のデザインについては、徳島に暮らす子供たちが誇りを持てるものになるのではないかというようなお話も頂いたところでございます。

また、東条委員からは、今後のスケジュールについて御質問を頂きました。そしてその上で小ホールの必要性ですとか、あるいは一日も早い整備に努めてほしいというような御意見もございました。

沢本委員からは、小ホールの必要性について御質問を頂きまして、舞台機能をより良いものにしてほしいということ、それから、一日も早い整備に努めてほしいという御意見もございました。

扶川委員からは、もっと議論をしていく必要があるのではないか、本当に2,000席が必要なかどうかというような御指摘も頂いたところでございます。

新ホール整備につきましては、先日の本会議におけます嘉見議員からの御質問に対して知事からも御答弁をさせていただきましたとおり、今後、現在の計画の検証結果、また1,500席、そして小ホールを整備しないというような案について検討した結果を、県民の皆様にしかりとお示しをさせていただいて、その上で県民の皆様の御意見をお伺いしていきたいと考えております。その意見を踏まえまして、新ホールの在るべき姿というのを、しかりとお示しをさせていただきたいというように考えておるところでございます。

その上で、持続可能な形で、良いレガシーとして、私たちが本当に誇りを持って未来に引き継いでいけるようなホール整備に全力で努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましても、引き続き御指導と御鞭撻^{ごべんたつ}を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

眞貝委員長

今、部長からお話を頂きました。

それと、扶川委員からも慎重な集中審議の要望があったのですが、今部長もおっしゃったように明確なものは提出されておられませんので、明確なものが出て、必要であれば、この委員会で集中審議とするという御意見と受け取ってよろしいですね。

（「結構です」と言う者あり）

よろしいですね。またそのときが必要であれば、検討させていただきたいと思います。ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

未来創生文化部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、未来創生文化部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第9号、議案第10号

以上で未来創生文化部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月2日から4日まで3日間の日程で、地方創生や文化施設の運営に関する取組等を調査するため、東京都、石川県及び福井県の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって総務委員会を閉会いたします。（13時55分）